

第 2 期香川県子どもの貧困対策推進計画（仮称）素案の概要

I 計画の策定趣旨

- 平成 27 年 8 月に「香川県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できるかがわづくりを目指して、子どもの貧困対策を総合的に推進しています。
- 今年 6 月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、11 月には、「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、すべての子どもたちが夢と希望を持てる社会を目指し、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的かつ早期に実施していく必要があると示されました。
- 本県においても法律に基づき、より一層子どもの貧困対策を総合的に推進するため、新大綱を踏まえた県計画を策定するものです。

II 計画の位置づけ

法律第 9 条に定める「都道府県における子どもの貧困対策についての計画」

III 計画の期間

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間

IV 基本目標

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できるかがわづくり

V 施策体系

大項目	小項目
I 教育の支援	(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
	(2) 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
	(3) 高等学校等における修学継続のための支援
	(4) 大学等進学に対する教育機会の提供
	(5) 特に配慮を要する子どもへの支援
	(6) 教育費負担の軽減
	(7) 地域における学習支援等
	(8) その他の教育支援
II 生活の安定に資するための支援	(1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援
	(2) 保護者の生活支援
	(3) 子どもの生活支援
	(4) 子どもの就労支援
	(5) 住宅に関する支援
	(6) 児童養護施設退所者等に関する支援
	(7) 支援体制の強化
III 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	(1) 職業生活の安定と向上のための支援
	(2) ひとり親に対する就労支援
	(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援
IV 経済的支援	

Ⅵ 指標

No.	指 標	香川県	全 国	出典等
(1) 生活保護世帯の子どもに関する指標				
1	生活保護世帯に属する 子どもの高等学校等 進学率	92.9%	93.7%	平成 30 年 4 月 1 日現在 (県) 香川県健康福祉総務課調べ (全国) 厚生労働省社会・援護局 保護課調べ
2	生活保護世帯に属する 子どもの高等学校等 中退率	1.6%	4.1%	
3	生活保護世帯に属する 子どもの大学等進学率	19.5%	36.0%	
4	生活保護世帯に属する 子どもの就職率 (高等学校等卒業後)	68.3%	46.6%	
5	生活保護世帯における 子どもの数とその割合	1,088 人 7.4%	221,753 人 11.6%	平成 29 年 7 月 31 日現在 (県・全国) 平成 29 年度被保護 者調査 割合算定の際に分母とする全体の 子どもの数 (17 歳以下の人数) は、10 月 1 日現在
(2) 児童養護施設の子どものに関する指標				
6	児童養護施設の子どもの の高等学校等進学率	100.0%	95.8%	平成 30 年 5 月 1 日現在 (県) 香川県子ども家庭課調べ (全国) 厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課調べ
7	児童養護施設の子どもの の大学等進学率	0.0%	30.8%	
8	児童養護施設の子どもの の就職率 (高等学校等卒業後)	100.0%	62.5%	
(3) ひとり親家庭の子どもに関する指標				
9	ひとり親家庭の親の 就業率 (母子世帯)	83.9%	80.8%	平成 27 年 10 月 1 日現在 (県・全国) 平成 27 年国勢調査
10	ひとり親家庭の親の 就業率 (父子世帯)	87.8%	88.1%	
11	ひとり親家庭の親の 正規の職員・従業員の 割合 (母子世帯)	48.9%	44.4%	
12	ひとり親家庭の親の 正規の職員・従業員の 割合 (父子世帯)	73.8%	69.4%	
13	ひとり親家庭のうち 養育費についての取り 決めをしている割合 (母子世帯)	51.8%	42.9%	(県) 平成 30 年度香川県ひとり 親世帯等実態調査 (全国) 平成 28 年度全国ひとり 親世帯等調査
14	ひとり親家庭のうち 養育費についての取り 決めをしている割合 (父子世帯)	30.5%	20.8%	

15	児童扶養手当の 受給資格者数、児童数、 児童数の割合	8,516 人(受給者) 13,017 人(児童) 7.5%	973,188 人(受給者) 1,470,823 人(児童) 6.4%	平成 30 年 3 月 31 日現在 (県・全国)厚生労働省 福祉行 政報告例 全国、香川県ともに、割合算定 の際に分母とする全体の子どもの数 (18 歳以下の人数)は、10 月 1 日 現在 全国の児童数は、1 世帯 6 人以上 の児童がいる家庭は、6 人として計 算
(4) 就学支援等に関する指標				
16	スクールソーシャル ワーカーの配置人数	39 人	2,041 人	(県)平成 30 年度 香川県教育 委員会義務教育課調べ (全国)平成 29 年度 文部科学 省初等中等教育局児童生徒課調 べ
17	スクールカウンセラー の配置率(小学校)	100.0%	67.6%	平成 30 年度 (県)香川県教育委員会義務教 育課調べ (全国)文部科学省初等中等教 育局児童生徒課調べ
18	スクールカウンセラー の配置率(中学校)	100.0%	89.0%	
19	就学援助制度に関する 周知状況(入学時及び毎 年度の進級時に学校で就 学援助制度の書類を配布 している市町村の割合)	38.9%	65.6%	(県)平成 29 年度 香川県教育 委員会義務教育課調べ (全国)平成 29 年度 文部科学 省初等中等教育局修学支援プロ ジェクトチーム調べ
20	就学援助を受けている 児童生徒の数、就学援 助率	10,607 人 13.95%	1,432,018 人 15.04%	(県)平成 29 年度 文部科学省 就学援助実施状況調査 (全国)平成 28 年度 文部科学 省 就学援助実施状況調査 児童生徒の数は、要保護及び準要 保護児童生徒数
21	全世帯の子どもの高等 学校中退率	1.0%	1.4%	平成 30 年度 (県・全国)児童生徒の問題行 動・不登校等生徒指導上の諸課 題に関する調査
22	全世帯の子どもの高等 学校中退者数	277 人	48,594 人	

■ : 国大綱の指標のうち、新規に設定した指標

○ : 県独自の指標

第2期香川県子どもの貧困対策推進計画（仮称）素案

第1章	はじめに	1～2 頁
第2章	子どもの貧困を取り巻く現状と施策の基本方向	3～20 頁
第3章	施策の具体的な取組み	21～40 頁
第4章	計画の推進に向けて	41～44 頁
	参考	45 頁

第 1 章 はじめに

I 計画の策定趣旨

II 計画の位置づけ

III 計画の期間

第1章 はじめに

I 計画の策定趣旨

本県においては、平成25年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号。以下「法律」という。）に基づくとともに、平成26年8月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）を踏まえて、平成27年8月に「香川県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できるかがわづくりを目指して、子どもの貧困対策を総合的に推進しています。

こうした中、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第41号）が成立し、これを受けて令和元年11月29日に、「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「新大綱」という。）が閣議決定されました。貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、すべての子どもたちが前向きな気持ちで夢と希望を持つことのできる社会の構築を目指し、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、社会全体で課題を解決するという意識を持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援が包括的かつ早期に講じられていく必要があると示されています。

本県においても法律に基づき、より一層子どもの貧困対策を総合的に推進するため、新大綱を踏まえた県計画を策定するものです。

II 計画の位置づけ

この計画は、法律第9条に定める「都道府県における子どもの貧困対策についての計画」です。

III 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

第2章 子どもの貧困を取り巻く 現状と施策の基本方向

- I 子どもの貧困に関する現状
- II 基本目標
- III 子どもの貧困に関する指標
- IV 施策体系

第2章 子どもの貧困を取り巻く現状と施策の基本方向

I 子どもの貧困に関する現状

(1) 子どもの貧困率について

子どもの貧困率とは、17歳以下の子ども全体に占める貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子どもの割合をいいます。

平成28年国民生活基礎調査では、平成27年の我が国の子どもの貧困率は13.9%と過去最悪であった前回調査から2.4%低下しており、平成26年全国消費実態調査においても、前回調査から2%低下したものの、子どもをめぐる環境は依然として厳しい状況にあります。

また、平成28年国民生活基礎調査では、平成27年の子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）の貧困率は、大人が2人以上の世帯の場合が10.7%であるのに対し、大人が1人の世帯の貧困率は50.8%と高く、平成26年全国消費実態調査においても同様に、大人2人以上の世帯の貧困率が6.6%に対し、大人1人の世帯では47.7%と高くなっています。このように、ひとり親家庭など大人1人で子どもを養育している家庭が、特に経済的に困窮している実態がうかがえます。

貧困率の推移（全国）

	H12年	H15年	H18年	H21年	H24年	H27年
相対的貧困率(%)	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7
子どもの貧困率(%)	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯の貧困率(%)	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が1人(%)	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が2人以上(%)	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
貧困線(万円)	137	130	127	125	122	122

厚生労働省「国民生活基礎調査」

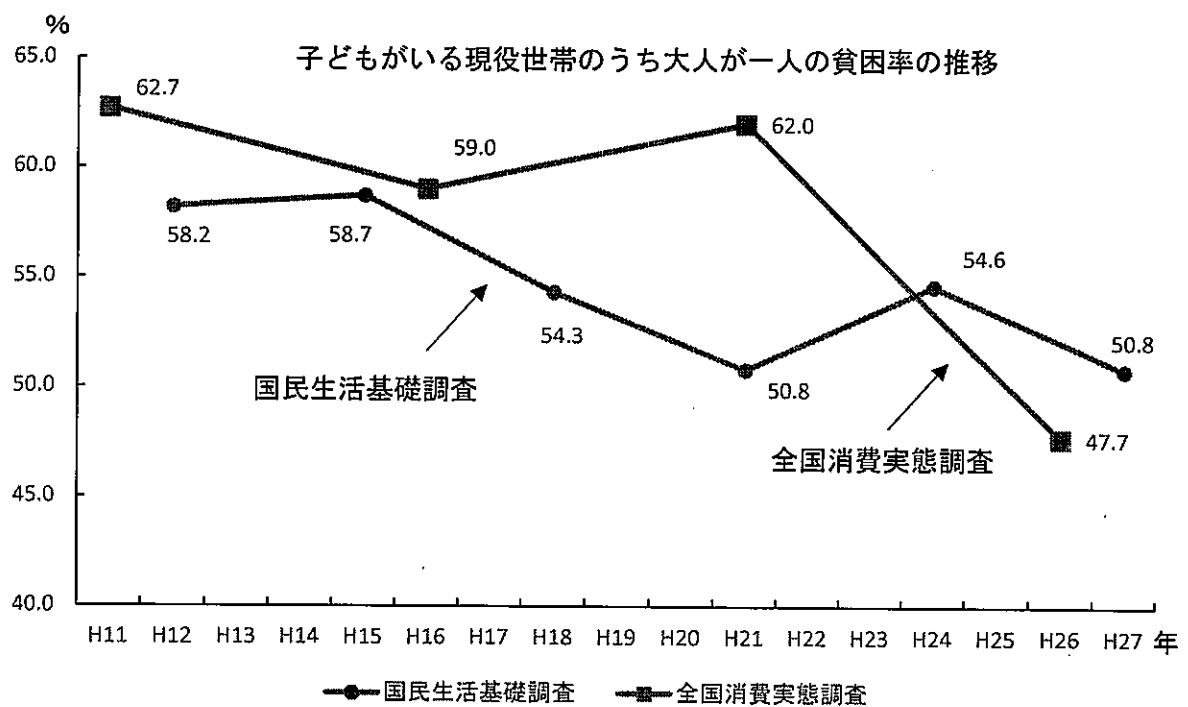
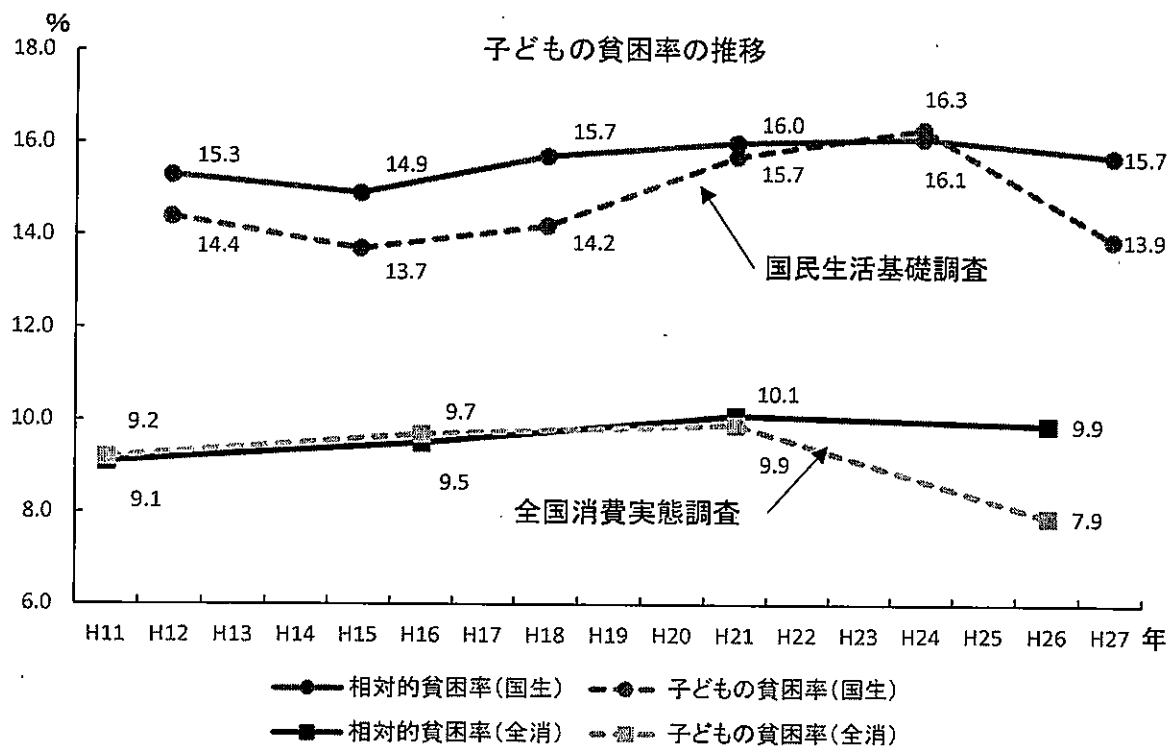
	H11年	H16年	H21年	H26年
相対的貧困率(%)	9.1	9.5	10.1	9.9
子どもの相対的貧困率(%)	9.2	9.7	9.9	7.9
世帯別				
大人1人と子ども(%)	62.7	59.0	62.0	47.7
大人2人以上と子ども(%)	7.5	7.8	7.5	6.6
貧困線(万円)	156	145	135	132

総務省「全国消費実態調査」

※相対的貧困率：等価可処分所得が貧困線に満たない世帯員の割合

※子どもがいる現役世帯の貧困率：現役世帯に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合

※大人とは18歳以上の者、子どもは17歳以下の者をいう。



(2) 生活保護世帯について

本県の生活保護世帯数は 8,000 世帯を超えており、生活保護世帯の子どもの数は平成 30 年度が 1,085 人です。香川県全体の子どもの数に占める生活保護世帯における子どもの割合は、平成 30 年度が 7.5%となっています。

被保護世帯数等の推移（香川県）

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
被保護世帯数	6,755	7,295	7,842	8,172	8,339	8,411	8,443	8,389	8,302	8,261	8,263
被保護世帯人員(人)	9,660	10,383	11,097	11,466	11,556	11,507	11,415	11,163	10,784	10,584	10,505
保護率(%)	9.63	10.38	11.14	11.55	11.68	11.68	11.64	11.42	11.09	10.94	10.92
生活保護世帯における子どもの数(人)・割合(%)	0～5歳	343	380	438	427	408	369	346	311	254	224
	6～11歳	582	572	612	583	581	518	502	468	405	348
	12～14歳	339	378	413	407	351	352	286	307	259	256
	15～17歳	327	354	386	404	427	402	368	304	279	257
	合 計	1,591	1,684	1,849	1,821	1,767	1,641	1,502	1,390	1,197	1,085
	割 合	9.6	10.3	11.6	11.5	11.2	10.5	9.7	9.2	8.0	7.5

厚生労働省「被保護者調査」

※被保護世帯数および被保護世帯人員は、年度計を 12 で除したものを小数点以下で四捨五入したものである。

※保護率は、年度計を 12 で除したものを小数点以下第 3 位で四捨五入したものである。

※生活保護世帯における子どもの数は、各年 7 月末日現在の数値。生活保護世帯における子どもの割合の分母は、10 月 1 日現在の香川県全体の子どもの数（17 歳以下の人数）

※「%（パーミル）」は、千分率を表す単位。1%＝1/1000＝0.1%

※平成 30 年度の数値は速報値

(3) 社会的養育を要する児童について

保護者による適切な養育が受けられない場合は、児童養護施設などでの養育となります。施設や里親家庭などにおける養育を要する児童数は、過去数年は 200 人程度で推移しています。

児童養護施設等（児童養護施設、乳児院）措置児童数（県外施設を含む）は、過去数年は 130 人～170 人程度で推移しています。里親等（里親、ファミリーホーム）委託児童数は、平成 30 年度が 40 人となっており、この 9 年間で 38%増となっています。相談の内容は、家庭環境、虐待が多くなっています。

施設入所・里親委託の状況（香川県）

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
乳児院(人)	24	21	16	22	18	22	20	21	17	22	18
児童養護施設(人)	135	156	147	148	149	139	132	133	123	123	113
里親委託(人) (ファミリーホーム委託を含む)	25	29	31	33	34	39	43	41	42	44	40
計	184	206	194	203	201	200	195	195	182	189	171

※各年度 3 月末日現在の数値

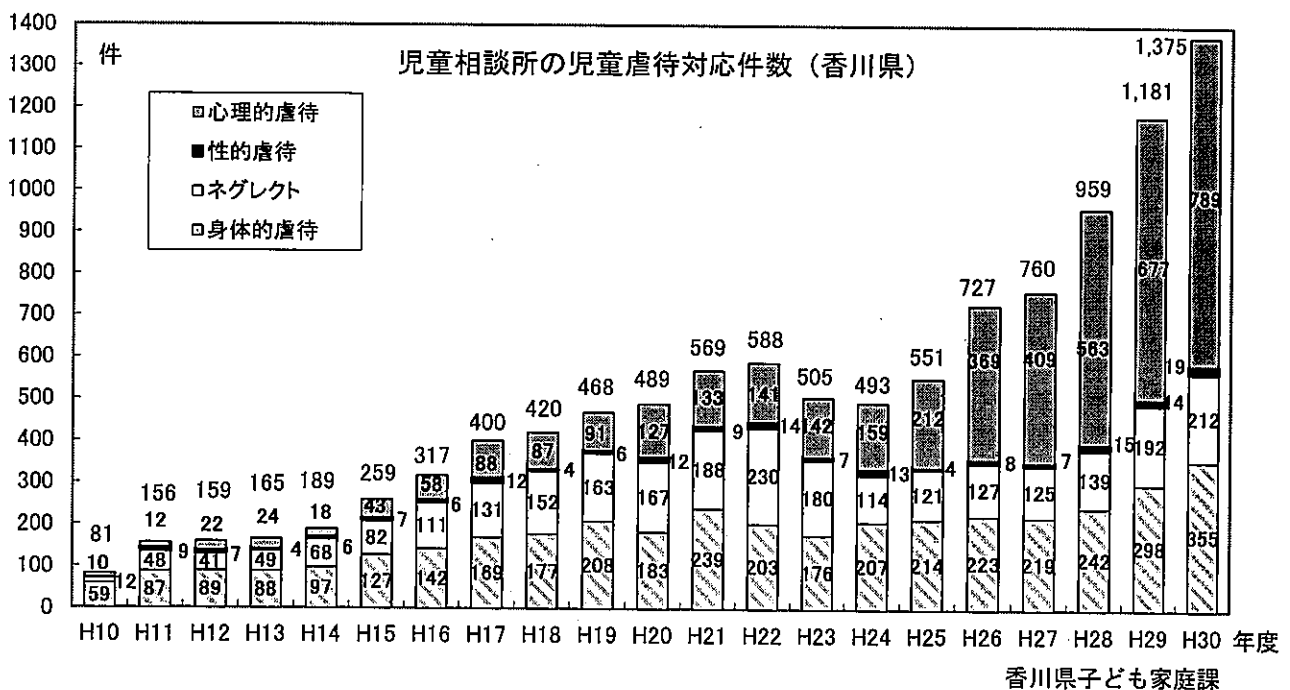
厚生労働省「福祉行政報告例」

養護相談の発生要因と対応状況

発生要因 対応状況・年度		保護者の 家出	保護者の 死亡	離婚	保護者の 傷病	虐待	家族 環境	その他	計
児童福祉施設 に入所(人)	H26			1	5	22	29		60
	H27		1		4	30	23		58
	H28		1			28	27		56
	H29				5	37	26	3	71
	H30	1	1		5	33	13	4	57
里親委託(人)	H26		3	1		3	8		15
	H27		1		1	1	2		5
	H28				1	4	4	1	10
	H29		1		3	4	8	3	19
	H30				1	4	7	2	14

※発生要因は施設入所・里親委託時点のもの

厚生労働省「福祉行政報告例」



(4) 生活保護世帯・児童養護施設の子どもの進学率・就職率について

中学校卒業者の高等学校等進学率は県全体で約 99%となっており、ほとんどの子どもは高等学校などに進学します。高等学校等卒業者の大学等進学率は約 52%、就職率は約 18%です。

生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率および大学等進学率は、県全体と比べると低く、就職率は高い割合となっています。

児童養護施設の子どもの高等学校等進学率は、県全体と比べると高くなっていますが、大学等進学率は低く、就職率は高い割合となっています。

中学校・高等学校等卒業後の進学率・就職率（香川県・全国）

	香川県			全 国		
	生活保護世帯	児童養護施設		生活保護世帯	児童養護施設	
中学校卒業後						
高等学校等進学率(%)	98.7	92.9	100.0	98.8	93.7	95.8
就職率(%)	0.4	2.4	0.0	0.2	1.5	2.4
高等学校等卒業後						
大学等進学率(%)	52.2	19.5	0.0	54.7	36.0	30.8
就職率(%)	18.3	68.3	100.0	17.6	46.6	62.5

文部科学省「学校基本調査報告書」、厚生労働省社会・援護局保護課、香川県健康福祉総務課、子ども家庭課

※全体および児童養護施設の数値は平成 30 年 5 月 1 日現在、生活保護世帯の数値は平成 30 年 4 月 1 日現在の数値

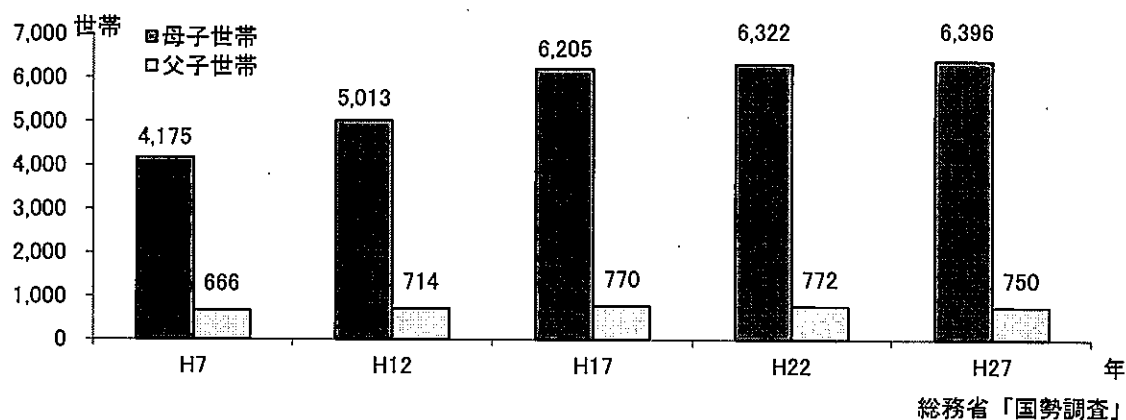
(5) ひとり親家庭について

① ひとり親世帯数の推移

本県の母子世帯数は、平成 27 年が 6,396 世帯（総世帯数の 1.60%）となっており、この 20 年間で 53%増となっています。また、父子世帯も、平成 27 年が 750 世帯（総世帯数の 0.19%）となっており、この 20 年間で 13%増となっています。

※ひとり親家庭（世帯）：配偶者のいない女子または配偶者のいない男子とその扶養を受けている児童（満 20 歳未満であって、未婚の者）で構成されている家庭

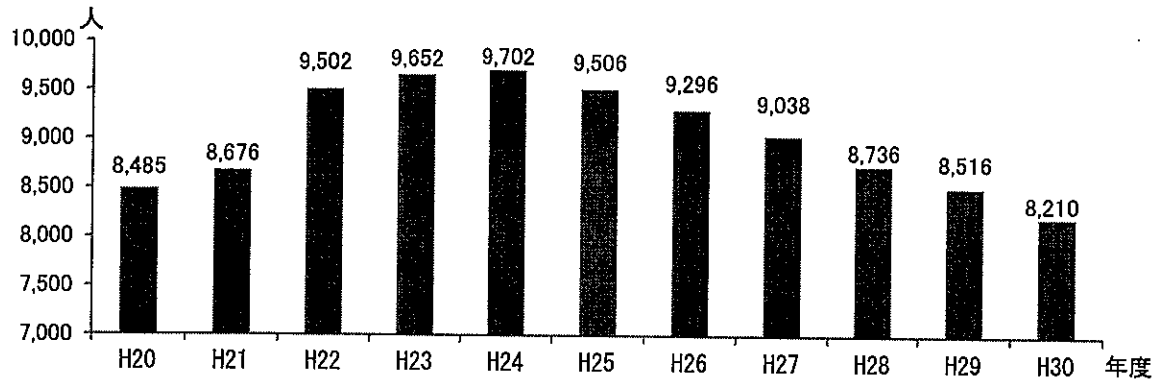
ひとり親世帯数の推移（香川県）



② 児童扶養手当受給者数の推移

本県の児童扶養手当受給者数は平成 22 年度に 9,000 人を超え、平成 24 年度に 9,702 人とピークを迎えた後、減少しており、平成 30 年度には 8,210 人となっています。

児童扶養手当受給者数の推移（香川県）



厚生労働省「福祉行政報告例」

※平成 22 年 6 月に児童扶養手当法が一部改正され、平成 22 年 8 月分から父子家庭にも支給開始

③ ひとり親家庭の就業状況

ひとり親家庭の就業率は、平成 27 年国勢調査によれば、母子世帯が 83.9%、父子世帯が 87.8%で、ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合は、母子世帯が 48.9%、父子世帯が 73.8%です。

また、平成 30 年度香川県ひとり親世帯等実態調査においては、ひとり親になった当時と調査時点の常用雇用の割合を比較すると、母子世帯は 24.6%増加した一方で、父子世帯は 7.8%減少しています。

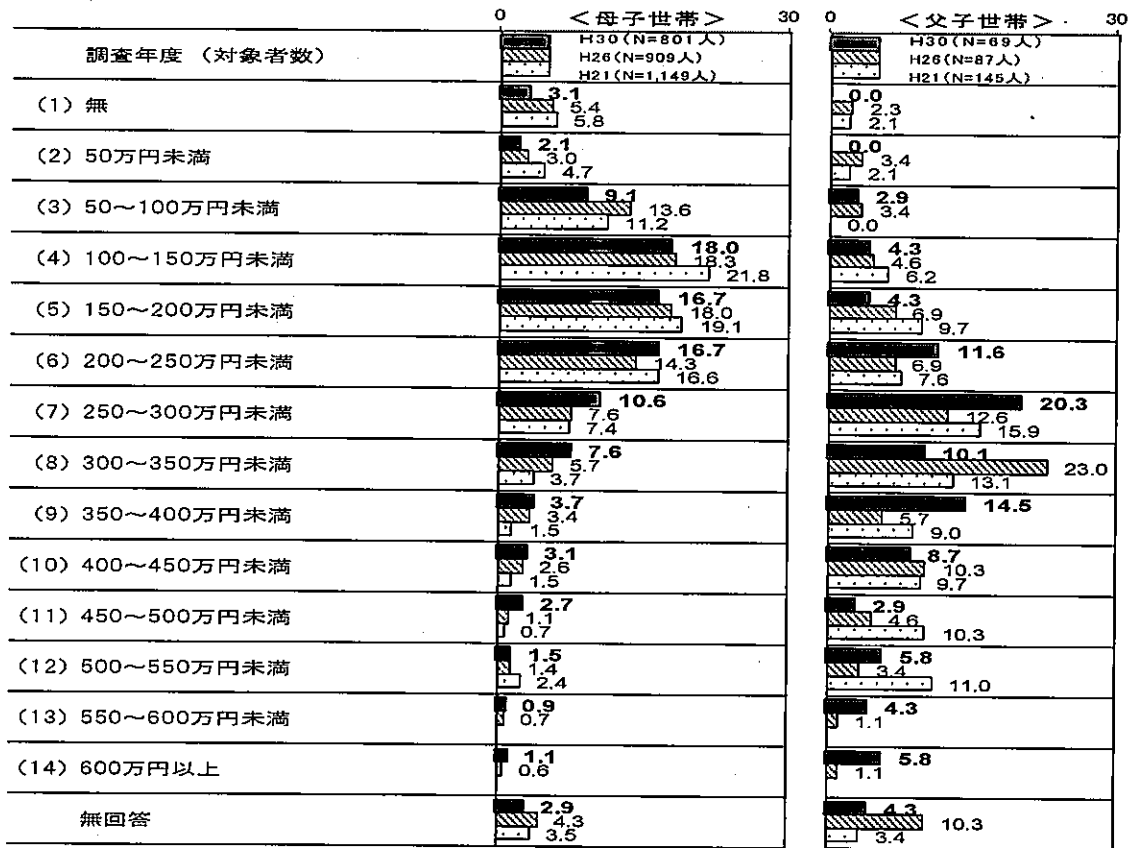
④ ひとり親家庭の世帯収入

母子世帯の年収は、「100 万円から 150 万円未満」が 18.0%で最も多く、次いで「150 万円から 200 万円未満」、「200 万円から 250 万円未満」がともに 16.7%であり、「200 万円未満」の世帯が全体の 49.0%を占めています。

父子世帯の年収は、「250 万円から 300 万円未満」が 20.3%で最も多く、次いで「350 万円から 400 万円未満」が 14.5%であり、「400 万円未満」の世帯が全体の 68.0%を占めています。

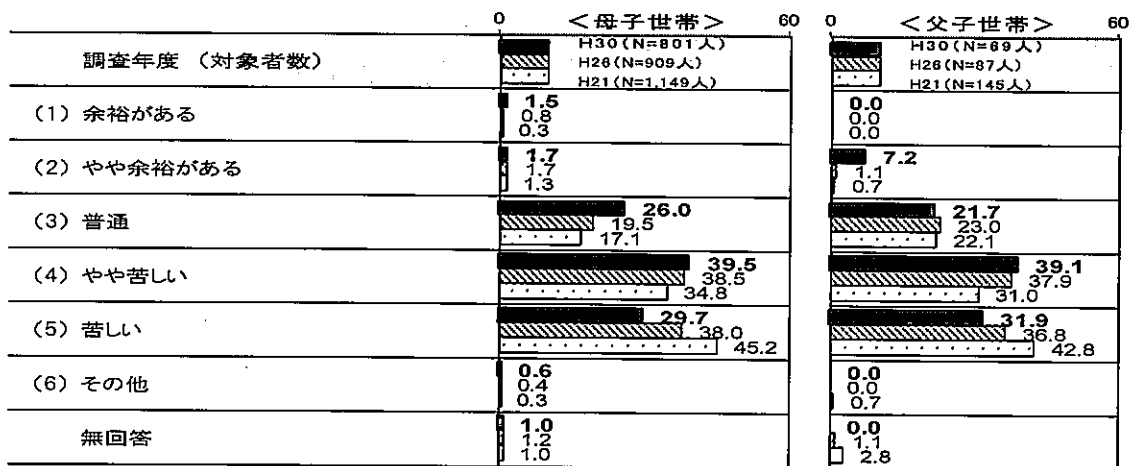
また、現在の生活状況として、母子世帯の 69.2%、父子世帯の 71.0%が「やや苦しい」または「苦しい」と考えています。

ひとり親家庭の世帯収入



グラフ単位：(%)
「香川県ひとり親世帯等実態調査」(平成30年8月1日)

ひとり親家庭の生活状況

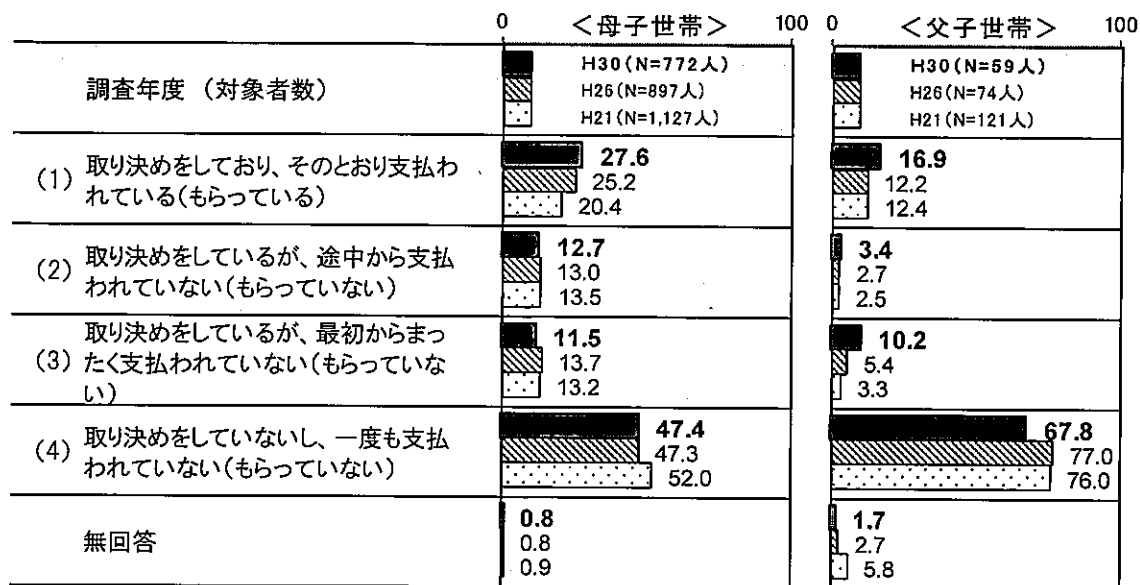


グラフ単位：(%)
「香川県ひとり親世帯等実態調査」(平成30年8月1日)

⑤ ひとり親家庭の養育費の取り決めの状況

母子世帯では、「取り決めをしていないし、一度も支払われていない」が47.4%で最も多く、次いで「取り決めをしており、そのとおり支払われている」が27.6%となっています。

父子世帯においても、「取り決めをしていないし、一度も支払われていない」が67.8%で最も多く、次いで「取り決めをしており、そのとおり支払われている」が16.9%となっています。



グラフ単位：(%)

「香川県ひとり親世帯等実態調査」(平成30年8月1日)

(6) 就学援助を受けている子どもについて

市町では、学校教育法に基づき、経済的理由により就学困難と認められる小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費などの教育を受けるうえで必要な援助を行っています。対象者は、生活保護法に規定する要保護者とそれに準ずる程度に困窮していると認められる準要保護者で、市町がそれぞれの要綱などに基づいて認定しています。

就学援助を受けた児童生徒の数は、平成29年度は10,607人で全児童生徒数に占める割合は13.95%であり、平成20年度の11.42%から上昇しています。

年度		H20	H21	H22	H23	H24
就学援助を受けた児童生徒数(人)	香川県	9,474	9,943	10,304	10,637	10,783
	全国	1,436,161	1,488,113	1,551,083	1,567,831	1,552,023
就学援助率(%)	香川県	11.42	11.97	12.55	13.00	13.31
	全国	13.93	14.51	15.28	15.58	15.64

年度		H25	H26	H27	H28	H29
就学援助を受けた児童生徒数(人)	香川県	10,818	10,739	10,851	10,498	10,607
	全国	1,514,515	1,495,485	1,466,134	1,432,018	未公表
就学援助率(%)	香川県	13.50	13.58	13.88	13.64	13.95
	全国	15.42	15.39	15.23	15.04	未公表

文部科学省「就学援助実施状況調査」

(7) 香川県子どもの未来応援アンケート調査について

子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたり、県内の子どもの生活状況、貧困実態を把握するとともに、支援制度の利用状況や問題点を明らかにし、より効果的な支援のあり方について検討するため、平成 28 年 9 月に「香川県子どもの未来応援アンケート調査」を実施しました。

<調査の概要>

○保護者に対する調査

調査対象：県内の小学 1 年生、小学 5 年生、中学 2 年生の保護者 6,658 名

(各学年の児童・生徒数の 25%を抽出)

回答状況：有効回答数 3,478 件 (有効回答率 52.2%)

調査内容：ア 子どもの生活状況について

イ 学習環境等について

ウ 世帯の状況について

エ 支援制度の利用状況・相談状況等について

○相談・支援機関に対する調査

調査対象：子どもや保護者の相談・支援に携わる機関 120 機関

保育所・幼稚園、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、

教育支援機関、高等学校 (定時制・通信制)、母子・父子自立支援員、

福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、

NPO 法人

回答状況：有効回答数 100 件 (有効回答率 83.3%)

調査内容：ア 相談状況について

イ 相談の背景に貧困を伴うと考えられる案件について

ウ 背景に貧困を伴うと考えられる案件のうち、子どものいる世帯について

エ 子どもの貧困対策にかかる支援制度について

オ 背景に貧困を伴うと考えられる案件のうち、子どものいる世帯の具体的事例について

<調査結果>

アンケート調査の結果により、生活困難世帯を支援する際の課題として、「貧困の実態を的確に捉えることの難しさ」、「相談・支援機関とつながることの難しさ」、「複雑な課題に対応することの難しさ」が明らかとなりました。

生活困難世帯の態様は極めて多様であり、貧困の程度や状況は世帯ごとに異なっています。経済的に困窮している要因も、ひとり親、保護者の不就労や非正規雇用、病気、障害など様ではなく、複数の要因が重なっていることも多く、背景にある貧困の実態を的確に捉えることは難しい状況です。

また、生活困難世帯の中には、経済的困窮を隠そうとして相談しないケースや、支援を受けることを望まないケースなどがあります。また、地域とのつながりが薄れ、地域から孤立しているケースなどもみられます。自ら相談することに消極的である場合は、適切な相談・支援機関につながる事が難しく、問題の早期発見と状況把握が困難になります。

このように複合的で多様な問題を抱える世帯に対しては、複数の機関が連携して支援を行う必要があります。

Ⅱ 基本目標

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、
すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できるかがわづくり

「Ⅰ 子どもの貧困に関する現状」で示したとおり、生活保護世帯の子どもや児童養護施設に入所している子どもの進学率が低いという実態があります。

また、平成 28 年国民生活基礎調査によると、平成 27 年の子どもの貧困率は 13.9%ですが、子どもがいる現役世帯のうち大人が 1 人の世帯の貧困率は 50.8%で、平成 26 年全国消費実態調査では、子どもの相対的貧困率が 7.9%で、大人 1 人と子どもの世帯の貧困率は 47.7%となっています。このようにひとり親家庭は子育てと生計の維持を 1 人で担い、さまざまな困難を抱えている場合が多く、特に母子世帯の生活が厳しい状況にあります。

さらに、「香川県子どもの未来応援アンケート調査」において、貧困の程度や状況は世帯ごとに異なり、経済的に困窮している要因も多様であり、背景にある貧困の実態が捉えづらいことが分かりました。また、貧困世帯の中には、自ら適切な相談・支援機関につながる事が難しい状況にあるケースも見受けられました。

こうしたことを背景として、貧困の状態にある子どもたちが、親の支援の欠如などにより、幼少期からの学びや体験の機会がうまく獲得できなかつたり、経済的な状況により進学など将来への希望や意欲が持てなかつたりすることが懸念されます。

そのため、子どもの貧困対策の推進に当たっては、声を上げられない、声を上げづらい子どもたちが、心身ともに健やかに成長できるように、親の妊娠・出産期から家庭内の課題を早期に把握し、子どもが成長し安定した就業を実現するまで、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援が提供できるよう取り組むとともに、行政、民間企業や団体、地域住民などがそれぞれの立場から主体的に支援に参画を促し、社会全体で子どもたちを支援する環境づくりに取り組みます。

子どもの貧困対策のねらいは、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できる社会を実現していくことであり、そのために必要な環境整備などを図ります。

Ⅲ 子どもの貧困に関する指標

国の新大綱では、子どもの貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果などを検証・評価するために 39 の指標を掲げています。本計画においても、国との比較を含め、本県の子どもの貧困の状況を把握し、施策の効果などを検証・評価するために指標を設定することとします。

指標については、国の指標のうち、都道府県ごとのデータがあり、計画の推進状況を把握するうえで必要と判断した項目に、子どもの貧困の状態を測るための本県独自の項目をあわせて、次の 22 の指標を設定します。

(1) 生活保護世帯の子どもに関する指標（指標 No. 1～5）

生活保護制度は、その困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するための制度です。こうした支援を必要とする世帯の子どもについて、進学や就職などの状況を確認します。

(2) 児童養護施設の子どもに関する指標（指標 No. 6～8）

児童養護施設には、虐待を受けた子どもや、何らかの事情により実の親が育てられない子どもなど、家庭で生活することができない子どもが措置されています。

こうした公的な支援（＝社会的養育）が必要な子どもについて、進学や就職の状況を確認します。

(3) ひとり親家庭の子どもに関する指標（指標 No. 9～15）

ひとり親世帯の貧困率は、平成 26 年全国消費実態調査によると 47.7%であり、前回平成 21 年調査時の 62.0%からは下がったものの 50%近くとなっており、平成 28 年国民生活基礎調査においても、平成 27 年は 50.8%で、依然として生活が厳しい状況にあることが明らかとなっています。そのため、ひとり親家庭の親の就業率や養育費の取決めの状況、ひとり親家庭向けの給付事業である児童扶養手当の支給状況を確認します。

(4) 就学支援等に関する指標（指標 No. 16～22）

現在、社会福祉に関する専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーや臨床心理に関して専門的知識を有するスクールカウンセラーを学校に派遣するなど、教育相談の充実を図っており、それらの配置状況を確認します。また、就学援助に関する状況や高等学校中退者の状況を確認します。

次の指標のうち、No.に○印を付しているものは県独自の指標で、それ以外は国の新大綱と同じ指標です。

No.	指 標	香 川 県	全 国	出典等
(1) 生活保護世帯の子どもに関する指標				
1	生活保護世帯に属する 子どもの高等学校等 進学率	92.9%	93.7%	平成 30 年 4 月 1 日現在 (県) 香川県健康福祉総務課調べ (全国) 厚生労働省社会・援護局 保護課調べ
2	生活保護世帯に属する 子どもの高等学校等 中退率	1.6%	4.1%	
3	生活保護世帯に属する 子どもの大学等進学率	19.5%	36.0%	
④	生活保護世帯に属する 子どもの就職率 (高等学校等卒業後)	68.3%	46.6%	
⑤	生活保護世帯における 子どもの数とその割合	1,088 人 7.4%	221,753 人 11.6%	平成 29 年 7 月 31 日現在 (県・全国) 平成 29 年度被保護 者調査 割合算定の際に分母とする全体の 子どもの数 (17 歳以下の人数) は、10 月 1 日現在
(2) 児童養護施設の子どものに関する指標				
6	児童養護施設の子どもの の高等学校等進学率	100.0%	95.8%	平成 30 年 5 月 1 日現在 (県) 香川県子ども家庭課調べ (全国) 厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課調べ
7	児童養護施設の子どもの の大学等進学率	0.0%	30.8%	
⑧	児童養護施設の子どもの の就職率 (高等学校等卒業後)	100.0%	62.5%	
(3) ひとり親家庭の子どもに関する指標				
9	ひとり親家庭の親の 就業率 (母子世帯)	83.9%	80.8%	平成 27 年 10 月 1 日現在 (県・全国) 平成 27 年国勢調査
10	ひとり親家庭の親の 就業率 (父子世帯)	87.8%	88.1%	
11	ひとり親家庭の親の 正規の職員・従業員の 割合 (母子世帯)	48.9%	44.4%	
12	ひとり親家庭の親の 正規の職員・従業員の 割合 (父子世帯)	73.8%	69.4%	
13	ひとり親家庭のうち 養育費についての取り 決めをしている割合 (母子世帯)	51.8%	42.9%	(県) 平成 30 年度香川県ひとり 親世帯等実態調査 (全国) 平成 28 年度全国ひとり 親世帯等調査
14	ひとり親家庭のうち 養育費についての取り 決めをしている割合 (父子世帯)	30.5%	20.8%	

⑮	児童扶養手当の 受給資格者数、児童数、 児童数の割合	8,516 人(受給者) 13,017 人(児童) 7.5%	973,188 人(受給者) 1,470,823 人(児童) 6.4%	平成 30 年 3 月 31 日現在 (県・全国)厚生労働省 福祉行 政報告例 全国、香川県ともに、割合算定 の際に分母とする全体の子どもの数 (18 歳以下の人数)は、10 月 1 日 現在 全国の児童数は、1 世帯 6 人以上 の児童がいる家庭は、6 人として計 算
(4) 就学支援等に関する指標				
⑯	スクールソーシャル ワーカーの配置人数	39 人	2,041 人	(県)平成 30 年度 香川県教育 委員会義務教育課調べ (全国)平成 29 年度 文部科学 省初等中等教育局児童生徒課調 べ
17	スクールカウンセラー の配置率(小学校)	100.0%	67.6%	平成 30 年度 (県)香川県教育委員会義務教 育課調べ (全国)文部科学省初等中等教 育局児童生徒課調べ
18	スクールカウンセラー の配置率(中学校)	100.0%	89.0%	
19	就学援助制度に関する 周知状況(入学時及び毎 年度の進級時に学校で就 学援助制度の書類を配布 している市町村の割合)	38.9%	65.6%	(県)平成 29 年度 香川県教育 委員会義務教育課調べ (全国)平成 29 年度 文部科学 省初等中等教育局修学支援プロ ジェクトチーム調べ
⑳	就学援助を受けている 児童生徒の数、就学援 助率	10,607 人 13.95%	1,432,018 人 15.04%	(県)平成 29 年度 文部科学省 就学援助実施状況調査 (全国)平成 28 年度 文部科学 省 就学援助実施状況調査 児童生徒の数は、要保護及び準要 保護児童生徒数
21	全世帯の子どもの 高等学校中退率	1.0%	1.4%	平成 30 年度 (県・全国)児童生徒の問題行 動・不登校等生徒指導上の諸課 題に関する調査
22	全世帯の子どもの 高等学校中退者数	277 人	48,594 人	

指標の改善に向け、「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」の 4 つの基本方向に従って具体的な施策を位置づけます。

【参考】

国の 39 の指標のうち、県の指標として採用していない 23 の指標は次のとおりです。

県の指標として採用していないものは、毎年度、全国的な状況を把握していきます。

指 標	全 国	出典等
ひとり親家庭の子どもの就園率 (保育所・幼稚園)	81.7%	平成 28 年 11 月 1 日現在 全国ひとり親世帯等調査
ひとり親家庭の子どもの進学率 (中学校卒業後)	95.9%	
ひとり親家庭の子どもの進学率 (高等学校卒業後)	58.5%	
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合 (母子世帯)	69.8%	平成 28 年度 全国ひとり親世帯等調査 (特別集計)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合 (父子世帯)	90.2%	
スクールソーシャルワーカーによる 対応実績のある学校の割合 (小学校)	50.9%	平成 30 年度 文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ
スクールソーシャルワーカーによる 対応実績のある学校の割合 (中学校)	58.4%	
新入学児童生徒学用品費等の 入学前支給の実施状況 (小学校)	47.2%	平成 30 年度 文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ
新入学児童生徒学用品費等の 入学前支給の実施状況 (中学校)	56.8%	
高等教育の修学支援新制度の 利用者数 (大学)	—	独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ 高等教育の修学支援新制度は、令和 2 年 4 月開始
高等教育の修学支援新制度の 利用者数 (短期大学)	—	
高等教育の修学支援新制度の 利用者数 (高等専門学校)	—	
高等教育の修学支援新制度の 利用者数 (専門学校)	—	
電気、ガス、水道料金の未払い経験 (ひとり親世帯)	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8%	平成 29 年 生活と支え合いに関する調査 (特別集計)
電気、ガス、水道料金の未払い経験 (子どもがある全世帯)	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3%	
食料又は衣服が買えない経験 (ひとり親世帯)	食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7%	
食料又は衣服が買えない経験 (子どもがある全世帯)	食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9%	
子どもがある世帯の世帯員で頼れる 人がいないと答えた人の割合 (ひとり親世帯)	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9%	
子どもがある世帯の世帯員で頼れる 人がいないと答えた人の割合 (等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位)	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4%	

子どもの貧困率	13.9%（平成 27 年）	平成 28 年国民生活基礎調査
	7.9%（平成 26 年）	平成 26 年全国消費実態調査
ひとり親世帯の貧困率	50.8%（平成 27 年）	平成 28 年国民生活基礎調査
	47.7%（平成 26 年）	平成 26 年全国消費実態調査

Ⅳ 施策体系

大項目	小項目	具体的な取組み
Ⅰ 教育の支援	(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	①幼児教育・保育の無償化
		②幼児教育・保育の質の向上
		③幼児教育・保育に係る経済的負担の軽減
	(2) 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	①スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等
		②学校教育による学力保障
	(3) 高等学校等における修学継続のための支援	①高校中退の予防のための取組み
		②高校中退後の支援
	(4) 大学等進学に対する教育機会の提供	①高等教育の修学支援
	(5) 特に配慮を要する子どもへの支援	①児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援
		②特別支援教育に関する支援の充実
		③外国人児童生徒等への支援
	(6) 教育費負担の軽減	①義務教育段階の就学支援の充実
		②高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減
		③生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減
		④ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減
	(7) 地域における学習支援等	①地域学校協働活動における学習支援等
		②生活困窮世帯等への学習支援
	(8) その他の教育支援	①学校給食等を通じた子どもの食事・栄養状態の確保
		②多様な体験活動の機会の提供
Ⅱ 生活の安定に資するための支援	(1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援	①妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援
		②困難を抱えた女性の把握と支援
	(2) 保護者の生活支援	①保護者の自立支援
		②保育等の確保
		③保護者の育児負担の軽減
	(3) 子どもの生活支援	①生活困窮世帯等の子どもへの生活支援
		②社会的養育が必要な子どもへの生活支援
		③食育の推進に関する支援
	(4) 子どもの就労支援	①生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援
		②高校中退者等への就労支援
		③児童福祉施設入所児童等への就労支援
		④子どもの社会的自立の確立のための支援
	(5) 住宅に関する支援	
	(6) 児童養護施設退所者等に関する支援	①家庭への復帰支援
		②退所等後の相談支援
	(7) 支援体制の強化	①児童家庭支援センターの相談機能の強化
		②社会的養育の体制整備
		③児童相談所・市町の体制強化
		④相談職員の資質向上
		⑤関係機関の連携

Ⅲ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	(1) 職業生活の安定と向上のための支援	①所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
	(2) ひとり親に対する就労支援	①ひとり親家庭の親への就労支援
		②ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立
		③ひとり親家庭の親の学び直しの支援
	(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援	①就労機会の確保
		②親の学び直しの支援
Ⅳ 経済的支援		①児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
		②ひとり親家庭の養育費の確保の推進
		③教育費負担の軽減
		④子育て世帯への経済的負担の軽減
		⑤医療費の助成等

第3章 施策の具体的な取組み

- I 教育の支援
- II 生活の安定に資するための支援
- III 保護者に対する職業生活の安定と
向上に資するための就労の支援
- IV 経済的支援

第3章 施策の具体的な取組み

I 教育の支援

家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人ひとりの豊かな人生の実現に加え、香川の未来をつくることにもつながります。このため、教育の支援を1つ目の基本方向とします。

(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

① 幼児教育・保育の無償化

- 3歳から5歳までの子どもや0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、保育所、幼稚園、認定こども園などの費用を無償化します。

② 幼児教育・保育の質の向上

- 幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、自己を十分に発揮する活動を通した健全な心身の発達、集団生活を通した生きる力の基礎や基本的な生活習慣の形成、社会性、道徳性や思考力など豊かな人間性の育成、健康、安全で情緒の安定した生活ができる教育・保育環境の充実を図られるよう、保護者や地域と連携した就学前教育の充実に努めます。
- 保育士、幼稚園教諭などに対する研修の充実や幼児教育スーパーバイザー派遣による専門性と資質の向上、就学前教育と小学校教育の円滑な接続、就学前教育関係部局の連携を図るための体制の在り方を検討するとともに、職員の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮や保育所、幼稚園、認定こども園などに対する適切な指導監督、評価などの実施を通じて、質の高い教育・保育の充実を図ります。
- 「香川県就学前教育振興指針」の趣旨を踏まえ、各市町の実情に応じた具体的な取組みを進めます。

③ 幼児教育・保育に係る経済的負担の軽減

- 多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減するため保育所等入所児童のうち、第3子以降の就学前児に対する保育料などを減免します。
- 保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などにおいて実費徴収ができてこととされている副食費の提供に要する費用や日用品、文房具などの購入に要する費用などを助成します。

(2) 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

① スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等

- 子どもの家庭環境などを踏まえた教育相談体制の充実を図るため、すべての公立小中学校、公立高等学校、県立特別支援学校の教育相談でスクールカウンセラーを活用できるように配置します。
- 社会福祉などの専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを県立高等学校に配置するとともに、中核市を除く市町がスクールソーシャルワーカーを配置するための経費の一部を補助します。また、スクールソーシャルワーカーの資質向上に努めます。
- 私立中学校・高等学校においてもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置などの教育相談体制の充実を図ります。

② 学校教育による学力保障

- 児童生徒一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導の充実を図ることにより、すべての児童生徒の学力の確実な定着を図ります。
- 子どもに自己有用感を持たせるため、自然体験学習などの体験活動や子どもが自発的・自治的に活動する交流事業などを実施します。

(3) 高等学校等における修学継続のための支援

① 高校中退の予防のための取組み

- 心の問題や家庭環境などにより就学の継続ができなくなる子どもたちへの対応のため、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携を図りながら、課題を解決する体制の充実に努めます。
- 多様な進路（進学・就職）支援が必要な高校生に対して、ジョブ・サポート・ティーチャー、進路指導主事などと連携して生徒の進路（進学・就職）相談や企業を訪問しての求人開拓などの進路支援を行います。
- 専門高校において、地域社会や産業を担う人材を育成するため、優れた知識・技術・経験を持つ社会人などの講師の指導を受けることにより、卒業後、即戦力となる技術や技能の取得に努めるとともに、企業などで就業体験を行うインターンシップや職場見学会を実施するなど地域や企業などとの連携・交流を通じた実践的な学習活動を推進します。
- 地域の産業を支える専門技術者や地域に貢献する人材の育成のため、企業、経済団体、労働局と、企業が求める人材などについて情報交換を行い、キャリア教育の改善、充実に努めます。
- 私立中学校・高等学校において、卒業生や著名人などによる講演、セミナーなどを開催し、将来への目的意識の醸成や学習意欲の向上を図ります。

- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯などの高校生やその保護者に対し、支援員が定期的に家庭を訪問するなど、就学の継続に向けた支援に努めます。

② 高校中退後の支援

- 高等学校などを中途退学した者が再び高等学校などで学び直す場合に、就学支援金や学び直し支援金の交付、奨学のための給付金の交付、奨学金の貸付けを行います。

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供

① 高等教育の修学支援

- 意欲や能力が高く、かつ、経済的な理由により修学することが困難な大学生などに対し、奨学金を貸し付けるなどにより修学を容易にし、安心して子どもが育てられる環境づくりを進めます。
- 経済的理由により修学することが困難な私立専門学校生に対し、授業料等減免制度による経済支援を行います。
- 経済的理由により修学することが困難な保育学生に対し、修学資金貸付制度により修学を支援します。
- 勤労者の生活の安定と福祉の向上を目的として、国公立大学・専門学校への入学に必要な資金や在学中に必要な資金の融資を低利率で行います。
- 低所得者世帯などの生活や、子どもの高校、大学などへの修学などを支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知を図ります。
- 生活保護受給世帯の子どものうち、高等学校などを卒業し、大学などに進学するため生活保護受給世帯から脱却することとなる者に対し、進学準備給付金を支給します。
- ひとり親家庭の親の自立や子どもの健やかな育成を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度に関する情報提供を行うとともに、適正な貸付けを行います。

(5) 特に配慮を要する子どもへの支援

① 児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援

- 児童養護施設などに措置・委託した子どもの養育に要する各種費用を国・県で負担します。そのうち、教育に係る費用として、学用品費、教材費、通学費、部活動費、学習塾費などを公費負担します。

② 特別支援教育に関する支援の充実

- 私立幼稚園における障害のある幼児の就園の機会の拡大や特別支援教育の充実を図るため、障害のある幼児に係る教育に必要な経常的経費に対して支援します。

- 障害のある幼児児童生徒や保護者の抱える悩みなどに対応するため、特別支援学校に臨床心理士などのスクールカウンセラーを配置し、幼児児童生徒や保護者の相談に応じます。
- 特別支援学校に就学する幼児児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費により就学のために必要な経費の一部を支給します。
- 特別な支援を必要とする子どもに対する放課後児童支援員の対応能力をより一層向上させるため、専門家による支援を行います。

③ 外国人児童生徒等への支援

- 日本語の習得に困難がある児童生徒については、個々の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うなど、学習活動の充実に努めます。

(6) 教育費負担の軽減

① 義務教育段階の就学支援の充実

- 国の要保護児童生徒援助費補助金の活用や市町が実施する就学援助事業の充実を図るため、全国や県内の就学援助の実施状況などを情報提供するとともに、市町における就学援助制度のきめ細かな広報およびスクールソーシャルワーカーや関係機関と連携した周知などの取組みを促進します。
- 経済的に恵まれていない家庭の中学生が、五色台少年自然センターまたは屋島少年自然の家における集団宿泊学習に参加する経費を、市町を通じて補助します。

② 高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減

- 高等学校などにおける教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、就学支援金や奨学のための給付金を交付するとともに、経済的な理由で修学が困難な者に対し、奨学金の貸付けなどを行います。
- 高等学校の定時制通信制課程に在学する勤労青年に対して、修学資金を貸し付けるとともに、教科書や学習書の購入に対する支援を行います。
- 勤労者の生活の安定と福祉の向上を目的として、高等学校以上の学校への入学に必要な資金や在学中に必要な資金の融資を低利率で行います。

③ 生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減

- 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、義務教育に係る教材代、学校給食費、学習支援費などの教育扶助を適切に実施します。
- 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、高等学校などの入学料、入学検査料、学習支援費などの生業扶助を適切に実施します。

④ ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減

- ひとり親家庭の親の自立や子どもの健やかな育成を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度に関する情報提供を行うとともに、適正な貸付けを行います。【再掲】

(7) 地域における学習支援等

① 地域学校協働活動における学習支援等

- 放課後などに子どもたちの安全・安心な居場所を確保し、地域の方々の参画を得て学習支援や体験活動を実施する「放課後子供教室」や、土曜日の教育環境の充実を行う「地域土曜スクール」、学習支援を実施する「地域未来塾」など、地域と学校が連携協働して地域の実情に応じた子どもたちの成長を支える取組みである「地域学校協働活動」の実施を推進します。
- 学習指導上、生徒指導上および進路指導上課題を有する中学校区を対象に、学校、家庭、地域の連携のもと教育上の総合的な取組みを推進し、児童生徒の学力向上、キャリア教育ならびに進路指導の充実を図ります。

② 生活困窮世帯等への学習支援

- 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、義務教育に係る教材代、学校給食費、学習支援費などの教育扶助を適切に実施するとともに、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯等の中学生などに対し、学校の勉強の復習の機会を提供するなど、子どもの学びの機会の確保に努めます。
- ひとり親家庭の子どもは、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内で基本的な生活習慣を確立することが困難な環境にあることから、学習意欲の向上と学習習慣の習得を図るため、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援を行うとともに、子どもや保護者から学習や進学に関する相談を受ける体制を整備します。

(8) その他の教育支援

① 学校給食等を通じた子どもの食事・栄養状態の確保

- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、学校において栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、子どもの発達段階に応じた食育を推進し、子どもの健康の保持増進や心身の発育・発達に努め、生涯にわたって健康で生き生きした生活を送るための自己の健康管理能力を育てます。
- 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、義務教育に係る学校給食費などの教育扶助を適切に実施します。

② 多様な体験活動の機会の提供

- 放課後などに子どもたちの安全・安心な居場所を確保し、地域の方々の参画を得て学習支援や体験活動を実施する「放課後子供教室」や、土曜日の教育環境の充実を行う「地域土曜スクール」、学習支援を実施する「地域未来塾」など、地域と学校が連携協働して地域の実情に応じた子どもたちの成長を支える取組みである「地域学校協働活動」の実施を推進します。【再掲】

- スポーツや表現活動を行うことにより情緒を安定させ、児童養護施設の子どもの自立を支援するため、専門的指導を行う特別指導を促進します。
- 子どもがさまざまな人々との交流や生活体験、社会体験を積み重ねることによって、社会性や地域の一員としての自覚を身につけるよう、校区会議などによる地域における多様な活動機会の提供を促進します。

Ⅱ 生活の安定に資するための支援

子どもたちが学習に集中し、教育が身につくためには、毎日の生活を、経済面だけでなく、身体的・精神的にも安定して送れることが重要です。このため、生活の安定に資するための支援を2つ目の基本方向とします。

(1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

① 妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援

- 生後4か月までの乳児のいる家庭などを訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う乳児家庭全戸訪問事業について、訪問従事者の質の向上に努めます。
- 養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する養育支援訪問事業の促進に努めます。
- 妊産婦健康診査や、新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業などにおいて一貫した支援が行われるよう、市町や医療機関、保健所などの連携支援体制を強化し、妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援に努めます。また、市町における総合的な相談や支援を行うワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の整備や産後ケア事業などの実施を推進します。

② 困難を抱えた女性の把握と支援

- 県保健福祉事務所などにおける妊娠・出産を含めた女性の健康相談や、産婦人科医による早期せぬ妊娠などに悩む方のメール相談により、妊娠や出産に不安を抱える妊婦を支援します。また、市町が、子育て世代包括支援センターにおいて特定妊婦などを把握し、関係機関との連携の下に必要な支援を調整するなどして、切れ目のない支援を提供する体制の整備を促進します。
- 婦人相談所において、困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護を行うとともに、自立に向け、継続した支援を行います。
- 離婚などにより生活や子どもの養育が困難となった母子家庭の母が、子どもと一緒に利用できる母子生活支援施設において、家庭生活や子どもの養育などに関する問題を解決し、自立が図れるよう支援を行います。

(2) 保護者の生活支援

① 保護者の自立支援

- 子育てや家庭に関する相談機関（子育て世代包括支援センター、妊娠出産サポート、子ども家庭総合支援拠点、児童相談所、児童家庭支援センター、地域子育て支援拠点、福祉事務所の家庭児童相談室、保健所、精神保健福祉センター、教育センターなど）で実施する専門的な相談・援助活動の充実を図るとともに、相談機関の県民への周知に努めます。
- 子どもや子育て家庭が抱えるさまざまな悩みや不安について気軽に相談できるように子育て世代包括支援センターの相談体制の充実を図るとともに、「子どもと家庭の電話相談」、「子ども電話相談」、「子育て電話相談」、「24 時間いじめ電話相談」、「妊娠出産サポート」、「女性相談」など、各相談機関が実施している電話相談事業などの充実努めます。
- 地域における福祉の増進を図る民生委員・児童委員、社会福祉協議会、母子・父子福祉団体などがひとり親家庭などに対して行う相談活動などの事業を支援します。
- 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な生活保護を行い、その自立に向けた援助を行います。
- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者からの相談に応じ、情報提供や助言などを行うとともに、必要に応じ、個別の支援プランを作成し、これに基づき住居確保給付金の交付や家計の改善支援、就労の準備支援などの包括的・継続的支援を推進します。
- 世帯の自立に向けて家計に関する課題を抱える世帯に対し、家計管理方法の提案や支援を行うとともに、大学などへの進学を検討している高校生などのいる世帯に対し、進学に向けた費用についての相談、助言および各種奨学金制度の案内などを行います。
- ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、技能習得のための通学、就職活動、学校などの公的行事への参加、病気などにより一時的に生活援助が必要な場合または生活環境などの激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣して日常生活のサポートを行います。
- 児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の親の職業的自立を支援するため、母子・父子自立支援プログラム策定員が、母子・父子自立支援員などと連携し、生活状況、就業への取組み、職業能力開発や資格取得への取組みなど、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定します。また、策定したプログラムに基づき、ハローワークなどの関係機関とともに、就業に至るまでの支援を行い、就職後においても自立のための支援を行います。
- ひとり親家庭の親の自立を促進するため、県や市の福祉事務所に配置された母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭などの抱えているさまざまな問題を把握し、相談に応じるとともに、その解決に必要なかつ適切な助言や情報提供を行います。また、生活全般にわたる相談窓口として、（一財）香川県母子寡婦福祉連合会において行う相談事業を促進します。

- 勤労者の生活の安定と福祉の向上を目的として、育児休業中の生活資金などの融資を低利率で行います。
- かがわ女性・高齢者等就職支援センターにおいて、常設の相談窓口での就職相談や個別セミナーの開催、職場実習などによる就業支援を行います。
- 婦人相談所において、困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護を行うとともに、自立に向け、継続した支援を行います。【再掲】
- 離婚などにより生活や子どもの養育が困難となった母子家庭の母が、子どもと一緒に利用できる母子生活支援施設において、家庭生活や子どもの養育などに関する問題の解決を図るとともに、自立に向けた支援を行います。【再掲】

② 保育等の確保

- 子ども・子育て支援新制度が、保護者の選択に基づき、多様な施設または事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保を目的の一つとしていることに鑑み、就学前の教育・保育の実施主体である市町が、子育て家庭のニーズを踏まえ、計画的に質・量両面にわたり教育・保育を充実させるよう、市町計画などに基づき、新たな保育所や幼保連携型認定こども園の設置認可を行うなど、関係機関と連携しながら地域における教育・保育の提供体制の確保を支援します。
- 地域の保育ニーズに応じた保育所の入所定員の見直しや計画的な施設整備を促進するなど保育の拡充に努め、保育所等入所待機児童の解消を図ります。
- 保育所、幼稚園、認定こども園などを利用する子どもの良質な環境と安全・安心を確保するため、施設の改修・増改築など、施設整備を促進します。
- 地域の実情に応じて、保育時間の延長を行う延長保育や日曜、祝日などに保育を必要とする子どものための休日保育、病気回復期などで集団保育が困難な子どもを保育所や病院などに付設された施設において一時的に預かる病児・病後児保育などの事業を促進するとともに、パートタイム就労や疾病、介護、冠婚葬祭、育児疲れ解消などのために、一時預かり事業を促進します。
- ひとり親家庭の親が就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 28 条の規定に基づき、特定教育・保育施設などや放課後児童クラブへの優先入所を促進します。
- 昼間、労働などにより保護者が家庭にいない小学生の健全育成を図るため、児童館、学校の余裕教室、既存の公共施設などの身近な施設を積極的に活用し、放課後児童クラブの事業実施を促進します。また、放課後児童クラブを実施するための施設の整備を促進します。
- 保育士の資格を持ちながら就業していないいわゆる潜在保育士に対し、保育士人材バンクなどによる就職支援や、就職準備金や未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付などの復

職支援を行い、人材確保を促進するとともに、市町や保育士養成施設などと連携しながら、保育学生や潜在保育士などの人材確保に努めます。

- 経済的理由により修学することが困難な保育学生に対し、修学資金貸付制度により修学を支援し、人材確保を促進します。
- 子育て親子の交流の場を提供する地域子育て支援拠点事業など、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭や子どもを対象として、地域の実情に応じた多様かつ総合的な子育て支援を、質・量両面にわたり充実させます。
- 保育士等キャリアアップ研修において、「保護者支援・子育て支援」の研修分野の中で「子どもの貧困」に関する内容を履修し、担当職員の専門性の向上を図ります。また、指定保育士養成施設における養成課程において、子どもの貧困をはじめ、「社会福祉」や「子ども家庭福祉」について履修することを通じ、子どもの貧困に関する保育士の理解を深めるよう努めます。

③ 保護者の育児負担の軽減

- 生後4か月までの乳児のいる家庭などを訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う乳児家庭全戸訪問事業について、訪問従事者の質の向上に努めます。【再掲】
- 養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する養育支援訪問事業の促進に努めます。【再掲】
- 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、医療機関における診察、薬剤または治療材料などの医療扶助を適切に実施します。
- ひとり親家庭の子育て・生活への相談支援を行う福祉事務所、母子・父子福祉団体などの相談・支援体制の充実を図るとともに、ひとり親家庭の孤立を防ぐため、ひとり親家庭相互の交流が円滑に行われるように努めます。
- 地域の実情に応じて、保育時間の延長を行う延長保育や日曜、祝日などに保育を必要とする子どものための休日保育、病気回復期などで集団保育が困難な子どもを保育所や病院などに付設された施設において一時的に預かる病児・病後児保育などの事業を促進するとともに、パートタイム就労や疾病、介護、冠婚葬祭、育児疲れ解消などのために、一時預かり事業を促進します。【再掲】
- 保護者の疾病などにより、児童養護施設などで子どもを一時的に預かる短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）や夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）を通じて、保護者が子どもの養育が一時的に困難になった場合の支援を行います。

(3) 子どもの生活支援

① 生活困窮世帯等の子どもへの生活支援

- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯等の中学生などに対し、学校の勉強の復習の機会を提供するなど、子どもの学びの機会の確保に努めます。
- ひとり親家庭の子どもは、日頃から親と過ごす時間も限られ、家庭内における基本的な生活習慣を確立しづらい環境にあることから、学習意欲の向上と学習習慣の習得を図るため、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援を行うとともに、あわせて子どもや保護者から学習や進学に関する相談を受ける体制を整備します。【再掲】

② 社会的養育が必要な子どもへの生活支援

- 児童養護施設などにおけるケアの充実を図るため、子どもへの個別面接などを行う個別対応職員、保護者などへの支援を行う家庭支援専門相談員、里親委託の推進と里親支援の充実を図る里親支援専門相談員、虐待を受けた子どもなどに心理療法を行う職員、医療的ケアを行う看護師、自立支援計画の作成・進行管理や職員の指導を行う基幹的職員（スーパーバイザー）の配置を推進します。
- 里親委託を推進するため、里親制度の普及啓発により新規里親の開拓を行うとともに、里親に対する研修会や相談支援の実施、里親相互の連絡や情報交換の場の提供、里親の休息のために一時的に委託児童を児童養護施設や乳児院で預かるレスパイト・ケアの実施など、里親に対する支援の充実に努めます。

③ 食育の推進に関する支援

- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、学校において栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、子どもの発達段階に応じた食育を推進し、子どもの健康の保持増進や心身の発育・発達に努め、生涯にわたって健康で生き生きした生活を送るための自己の健康管理能力を育てます。【再掲】
- 妊産婦や乳幼児の健診時や両親学級などにおいて、食に関する情報を提供するなど、乳幼児の発育・発達段階に応じた食育を促進します。
- 児童養護施設や乳児院における養育について、施設の小規模かつ地域分散化を推進し、キッチンを備えた家庭に近い環境のもと、食育の充実を図ります。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、児童養護施設などへ定期的に、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」や「保育所保育指針」、「保育所における食事の提供ガイドライン」、「幼稚園教育要領」などを活用した指導などを行い、食育の推進を図ります。

(4) 子どもの就労支援

① 生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援

- 生活保護法に基づき、意欲的に就労活動に取り組む生活保護受給者に対する就労活動促進費

等の生活扶助などの支給や就労に向けた課題を抱える生活保護受給者に対する就労に関する情報提供・助言を適切に実施します。

- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者からの相談に応じ、情報提供や助言などを行うとともに、必要に応じ、個別の支援プランを作成し、これに基づき、就労の実現に向けた支援などの包括的・継続的支援を推進します。
- 母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子どもに対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行います。

② 高校中退者等への就労支援

- 学卒未就職者などの職業能力開発を促進するため、高等技術学校における職業訓練による支援を行うとともに、求職者支援訓練の周知に努めます。
- 働くことに不安を持つ若者を対象に、地域若者サポートステーションにおいて、臨床心理士による心理相談やジョブトレーニングなどによる職業的自立に向けた就労支援を行います。

③ 児童福祉施設入所児童等への就労支援

- 児童福祉施設入所児童などが普通自動車免許を取得する際の費用を補助し、子どもの就職や自立を支援します。

④ 子どもの社会的自立の確立のための支援

- 働くことに不安を持つ若者を対象に、地域若者サポートステーションにおいて、臨床心理士による心理相談やジョブトレーニングなどによる職業的自立に向けた就労支援を行います。【再掲】
- 就職状況が厳しい定時制高校にジョブ・サポート・ティーチャーを配置して、企業訪問による求人開拓、生徒に対する就職相談などの就職支援を行います。

(5) 住宅に関する支援

- 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対する住まいの確保、補修その他住宅維持のために必要な経費などの住宅扶助を適切に実施するとともに、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者のうち離職などにより住宅を喪失またはそのおそれのある者であって、所得などが一定水準以下のものに対する住居確保給付金の支給を適切に実施します。
- 住宅に困窮しているひとり親家庭や多子世帯が、県営住宅の入居予約登録を行うことにより優先的に入居できるよう配慮します。
- 子育て世帯などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を促進します。
- ひとり親家庭の親などが住宅を建設、購入、補修、改築、増築などする場合や転居する場合に、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金（住宅の建築などに必要な資金）や転宅資金（住

宅の移転に必要な資金）の貸付けを行います。

（６） 児童養護施設退所者等に関する支援

① 家庭への復帰支援

- 施設や里親などの代替養育を受けていた子どもの家庭復帰に当たっては、児童相談所が施設や里親などと連携し、保護者への助言・指導、子どもへの相談支援などを行うとともに、家庭復帰後も必要に応じ、地域の関係機関と連携しながら、子どもと保護者への相談支援を行います。

② 退所等後の相談支援

- 施設や里親などによる代替養育を受けていた子どもが地域生活を送るために必要な支援が得られるよう、相談体制の充実を図ります。
- 施設退所後や里親委託解除後、２２歳となる年度末まで、必要に応じて、居住場所の確保や生活費に関する支援などを行うことにより、代替養育を受けている子どもの社会的自立に向けた支援の充実に努めます。
- 児童福祉施設などを退所した子どもが就職し、またはアパートなどを賃借する際に、子どもなどが入所していた施設の施設長などがその保証人となった場合に、損害保険契約の保険料を補助します。
- 未成年後見人に報酬などを支援することで、未成年後見人の確保を図り、子どもなどの日常生活の支援や福祉の向上を図ります。

（７） 支援体制の強化

① 児童家庭支援センターの相談機能の強化

- 児童家庭支援センターは、身近な地域における相談機関として子育てに関するあらゆる相談に応じるほか、児童相談所から児童虐待事案などに係る指導委託を受け子どもや保護者に対する相談支援を行うことから、相談機能の充実・強化を図ります。

② 社会的養育の体制整備

- 児童養護施設や乳児院における養育については、できる限り家庭的環境において子どもの養育を行う必要があることから、小規模かつ地域分散化の一層の推進を図ります。
- 里親委託を推進するため、里親制度の普及啓発により新規里親の開拓を行うとともに、里親に対する研修会や相談支援の実施、里親相互の連絡や情報交換の場の提供、里親の休息のために一時的に委託児童を児童養護施設や乳児院で預かるレスパイト・ケアの実施など、里親に対する支援の充実に努めます。【再掲】

③ 児童相談所・市町の体制強化

- 子どもや家庭に関するさまざまな問題に対応する児童相談所については、体制の強化、専門

性の向上が重要であることを踏まえ、ケースの組織的な管理・対応、適切なアセスメントなどを可能とするための職員の適切な配置、法的・医学的・教育的な専門性を要する対応や保護者への指導・支援を行うための専門性の向上などを図ります。

- 子ども家庭総合支援拠点の設置について、市町を支援します。子ども家庭総合支援拠点の設置に向けては、国の設置基準や財政支援など、設置に向けたアドバイザー派遣事業などの情報を各市町に提供するとともに、助言など、必要に応じた支援を行います。
- 市町の相談体制の充実を促進するため、児童相談所の地域連携支援室を中心として、技術的助言、連絡調整、職員研修の実施など、市町への支援に努めます。また、市町の要保護児童対策地域協議会において、児童相談所が技術的助言を行うなど、協議会の機能強化や効果的運営を支援します。

④ 相談職員の資質向上

- 生活保護制度の適切な運用が図られるよう、県・市の担当職員の資質向上を図るための研修を行います。
- ひとり親家庭などの抱えているさまざまな問題を把握し相談に応じるとともに、その解決に必要なかつ適切な助言や情報提供を行う母子・父子自立支援員や、県・市の担当職員が適切な相談を行えるよう、研修を行うなど相談体制の充実に努めます。
- 民生委員・児童委員や主任児童委員に対する研修の実施などにより、子どもや家庭に関する相談・援助活動の充実を図ります。
- 児童思春期の子どもに携わる学校・福祉・保健関係者などへ資質向上のための研修会を実施し、子どもや家庭への相談支援の充実を図ります。

⑤ 関係機関の連携

- 「みんなで子どもを育てる県民運動」を推進し、地域の大人みんなで子どもたちを育ていく気運を高めます。また、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者を支援するため、地域ネットワークの強化を図ります。
- 複雑・多様化する子どもや子育て家庭を取り巻く問題に適切に対応していくため、児童相談所、福祉事務所、保健所、民生委員・児童委員や主任児童委員、教育関係機関などのネットワークを整備し、子どもや子育てに対する相談・援助活動の充実を図ります。
- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者からの相談に応じ、情報提供や助言などを行うとともに、必要に応じ、個別の支援プランを作成し、包括的・継続的支援を推進します。支援に当たり、住居、就労、介護、教育などに関する課題について、必要な関係機関との連携を図ります。
- 生活困窮者やひとり親家庭などに対して効果的な支援が行えるよう、個別のニーズに応じ、生活困窮者自立相談支援事業の支援員や母子・父子自立支援員などの連携を通じた相談支援の

充実に努めます。

- 貧困の状況にある子どもへの支援活動と支援に関心のある個人や企業、団体などを結びつける仕組みづくりを行い、地域における支援ネットワークの充実を図ります。

Ⅲ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

安定した生活を送るためには、基本的な家計収入という点で、親の就労状況が安定していることが重要です。このため、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援を3つ目の基本方向とします。

(1) 職業生活の安定と向上のための支援

① 所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現

- 保護者が仕事と生活の調和を図り、子どもと過ごす時間を十分に確保することができるよう、働き方改革推進アドバイザーが県内の中小企業を訪問し、就業規則など各種社内規程の整備や一般事業主行動計画の策定などを働きかけ、働きやすい職場環境の整備を支援します。
- 労働相談窓口において労働問題全般にわたる相談を受け付けます。必要に応じて香川県労働委員会や香川労働局などの関係機関を紹介します。

(2) ひとり親に対する就労支援

① ひとり親家庭の親への就労支援

- 香川労働局と協定を締結して生活保護受給者、児童扶養手当受給者や生活困窮者の就職による経済的自立などを図るため、就労支援の目標や役割分担を定め、県と国による就労支援チームを設置して就労に向けたきめ細かな支援を実施します。
- ひとり親家庭の親の就業を促進するため、母子家庭等就業・自立支援センターを活用し、就業相談や講習会の実施、就業情報の提供など一貫した就業支援サービスの提供に努めます。また、就業支援の実施に当たっては、ハローワークと十分に連携し、効果的な実施に努めます。
- 児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の親の職業的自立を支援するため、母子・父子自立支援プログラム策定員が、母子・父子自立支援員などと連携し、生活状況、就業への取組み、職業能力開発や資格取得への取組みなど、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定します。また、策定したプログラムに基づき、ハローワークなどの関係機関とともに、就業に至るまでの支援を行い、就職後においても自立のための支援を行います。【再掲】
- ひとり親家庭の親の自立を支援するため、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業の周知を図ります。また、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す場合には、入学準備金・就職準備金の貸付けを行います。

○ ひとり親家庭の親が就職するために必要な技能を習得する場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金や生活資金の貸付けを行います。また、ひとり親家庭の親が起業する場合には、適切な助言と指導のもと、母子父子寡婦福祉資金貸付金の事業資金の貸付けを行います。

○ 求職者の再就職を支援するため、高等技術学校において職業能力の開発・向上を行うとともに、離職者再就職訓練にひとり親家庭の保護者などを対象とした枠を設定し、受講機会の拡大に努めます。

② ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立

○ ひとり親家庭などが技能習得のための通学、就職活動などにより一時的に生活援助が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣して、日常生活のサポートを行います。また、家庭生活支援員としてひとり親家庭の親などを活用し、派遣体制の強化を図ります。

○ ショートステイやトワイライト事業など、市町が行う地域子ども・子育て支援事業の支援メニューの充実に向け、各市町の状況に応じた支援を行います。

③ ひとり親家庭の親の学び直しの支援

○ 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、高等学校などの入学料、入学考査料、学習支援費などの生業扶助を適切に実施します。【再掲】

(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

① 就労機会の確保

○ 香川労働局と協定を締結して生活保護受給者、児童扶養手当受給者や生活困窮者の就職による経済的自立などを図るため、就労支援の目標や役割分担を定め、県と国による就労支援チームを設置して就労に向けたきめ細かな支援を実施します。【再掲】

○ 生活保護法に基づき、意欲的に就労活動に取り組む生活保護受給者に対する就労活動促進費等の生活扶助などの支給や就労に向けた課題を抱える生活保護受給者に対する就労に関する情報提供・助言を適切に実施します。【再掲】

○ 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者からの相談に応じ、情報提供や助言などを行うとともに、必要に応じ、個別の支援プランを作成し、これに基づき、住居確保給付金の交付や就労の準備支援などの包括的・継続的支援を推進します。

○ 求職者の再就職を支援するため、高等技術学校において職業能力の開発・向上を行うとともに、離職者再就職訓練に生活保護受給者などを対象とした枠を設定し、受講機会の拡大に努めます。

○ かがわ女性・高齢者等就職支援センターにおいて、常設の相談窓口での就職相談や個別セミナーの開催、職場実習などによる就業支援を行います。【再掲】

② 親の学び直しの支援

- 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、高等学校などの入学料、入学考査料、学習支援費などの生業扶助を適切に実施します。【再掲】
- ひとり親家庭の親の自立支援を図るため、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業を通じて、親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進します。
- 求職者の再就職を支援するため、高等技術学校において職業能力の開発・向上を行うとともに、離職者再就職訓練に生活保護受給者などを対象とした枠を設定し、受講機会の拡大に努めます。【再掲】

IV 経済的支援

親の就労だけでは十分な収入が得られない場合は、公的な支援も活用して、最低限の経済基盤が保たれることが重要です。このため、経済的支援を4つ目の基本方向とします。

① 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施

- 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、児童手当の適正な給付を行います。
- ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当制度に関する周知を図るとともに、適正な給付を行います。

② ひとり親家庭の養育費の確保の推進

- 婚姻・離婚届窓口や児童扶養手当窓口などにおいて、離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、離婚届の提出時や児童扶養手当の申請時、現況届の提出時などさまざまな機会を捉えて、養育費等の取決めについてのパンフレットを配付するなど情報提供を行います。また、母子・父子自立支援員に対し、養育費の取得手続きなどに関する研修を行います。
- 離婚などの家庭問題等の法律に関する相談を行う法テラスや国の「養育費相談支援センター」との連携を図りながら、養育費の取決めやその履行確保など法律に関する諸問題について、弁護士などによる特別相談を推進します。
- 父親または母親からの養育費の取得に係る裁判に要する費用について、母子福祉資金貸付金または父子福祉資金貸付金の生活資金の貸付けを行います。
- 養育費の履行を促進する社会的機運を高めるため、母子・父子福祉団体など関係機関と連携して、養育費の支払いに関する広報・啓発活動を推進します。

③ 教育費負担の軽減

- 特別支援学校に就学する幼児児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費により就学のために必要な経費の一部を支給します。【再掲】

- 国の要保護児童生徒援助費補助金の活用や市町が実施する就学援助事業の充実を図るため、全国や県内の就学援助の実施状況などを情報提供するとともに、市町における就学援助制度のきめ細かな広報およびスクールソーシャルワーカーや関係機関と連携した周知などの取組みを促進します。【再掲】
 - 経済的に恵まれていない家庭の中学生が、五色台少年自然センターまたは屋島少年自然の家における集団宿泊学習に参加する経費を、市町を通じて補助します。【再掲】
 - 高等学校などにおける教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、就学支援金や奨学のための給付金を交付するとともに、経済的な理由で修学が困難な者に対し、奨学金の貸付けなどを行います。【再掲】
 - 高等学校の定時制通信制課程に在学する勤労青年に対して、修学資金を貸し付けるとともに、教科書や学習書の購入に対する支援を行います。【再掲】
 - 勤労者の生活の安定と福祉の向上を目的として、高等学校以上の学校への入学に必要な資金や在学中に必要な資金の融資を低利率で行います。【再掲】
 - 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、義務教育に係る教材代、学校給食費、学習支援費などの教育扶助を適切に実施します。【再掲】
 - 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、高等学校などの入学料、入学考査料、学習支援費などの生業扶助を適切に実施します。【再掲】
 - ひとり親家庭の親の自立や子どもの健やかな育成を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度に関する情報提供を行うとともに、適正な貸付けを行います。【再掲】
- ④ 子育て世帯への経済的負担の軽減
- 3歳から5歳までの子どもや0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、保育所、幼稚園、認定こども園などの費用を無償化します。【再掲】
 - 多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減するため保育所等入所児童のうち、第3子以降の就学前児に対する保育料などを減免します。【再掲】
 - 子育てに伴う経済的負担を軽減するため、病児・病後児保育施設を3歳未満の第2子や小学校就学前の第3子以降の子どもが利用した場合に、その利用料を無料化します。
 - 保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などにおいて実費徴収ができていないこととされている副食費の提供に要する費用や日用品、文房具などの購入に要する費用などを助成します。【再掲】
 - 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な生活保護を行い、その自立に向けた援助を行います。【再掲】

○ 低所得者世帯などの生活や、子どもの高校、大学などへの修学などを支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知を図ります。【再掲】

○ ひとり親家庭の親の自立や子どもの健やかな育成を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度に関する情報提供を行うとともに、適正な貸付けを行います。【再掲】

⑤ 医療費の助成等

○ 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、医療機関における診察、薬剤または治療材料などの医療扶助を適切に実施します。【再掲】

○ ひとり親家庭などについて医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭などの健康の保持・増進や生活の安定を図ります。

○ 乳幼児などの保健の向上と福祉の増進を図るため、乳幼児医療費などの助成を行う市町に対し、補助金を交付するとともに、入院医療を必要とする未熟児に対し、生後速やかに適切な医療が受けられるよう、未熟児養育医療給付事業を行う市町に対し、補助します。

○ 慢性疾病を持った子どもの健全育成と、家族の経済的負担軽減のため、小児慢性特定疾病に罹患している子どもの保護者に対し、医療費の自己負担分の一部を助成します。

第4章 計画の推進に向けて

- I 計画の推進のための連携・支援
- II 計画の推進のための調査等
- III 計画の実施状況等の検証

第4章 計画の推進に向けて

I 計画の推進のための連携・支援

この計画に盛り込まれた子どもの貧困対策を総合的に推進するため、庁内関係課が連携するとともに、福祉や教育の第一線を担う市町や教育委員会をはじめ、県民、事業者、関係団体などが、それぞれの役割を担いながら、相互理解と連携意識を深め、協力して支援を行うことが必要です。

(1) 行政、相談・支援機関、地域の役割

① 行政の役割

県は、市町や県民、事業者その他関係団体などの間で広域調整の立場から連携強化に努めるとともに、具体的に事業を実施する市町などの支援、取りまとめの役割を果たします。

地域の住民に身近な市町は、県や関係機関などと連携しつつ、地域の実情に応じた具体的な施策を講じ、積極的かつ主体的に果たす必要があります。

また、福祉部門における連携にとどまらず、行政機関内部に協議会などを設け、教育委員会と児童福祉部局などが実効性のある連携を確保できる体制を整備する必要があります。

② 相談・支援機関の役割

相談・支援機関は、子どもや保護者から直接相談を受ける窓口、あるいは地域の方々や関係機関から連絡、相談を受ける窓口です。子どもや家庭を取り巻く問題は多種多様な形でたられるので、背景にひそむ課題を見極めるため、より詳しく情報収集を行い、支援方針を検討するとともに、関係機関相互の連絡を密にすることが重要です。ネットワークを作り、相互に連携することで、複雑な課題にも対応できるようになり、より効果的な支援が可能になります。

③ 地域の役割

子どもや家庭が地域から孤立することのないよう、子どもたちを地域の中で育て、支える取り組みが必要です。見守りや寄り添い、傾聴が支援の第一歩となります。また、地域の実情に応じて、子どもたちが安全・安心に過ごせる場所や環境の整備も必要です。

学校、保育所・幼稚園・認定こども園、NPO法人、社会福祉団体その他子どもや保護者に関わる機関や団体においては、子どもや家庭の状況に気を配り、小さな気づきを手がかりとして、相談・支援機関へ連絡、相談するなどの行動をおこすことにより、効果的な支援につなげていくことができます。

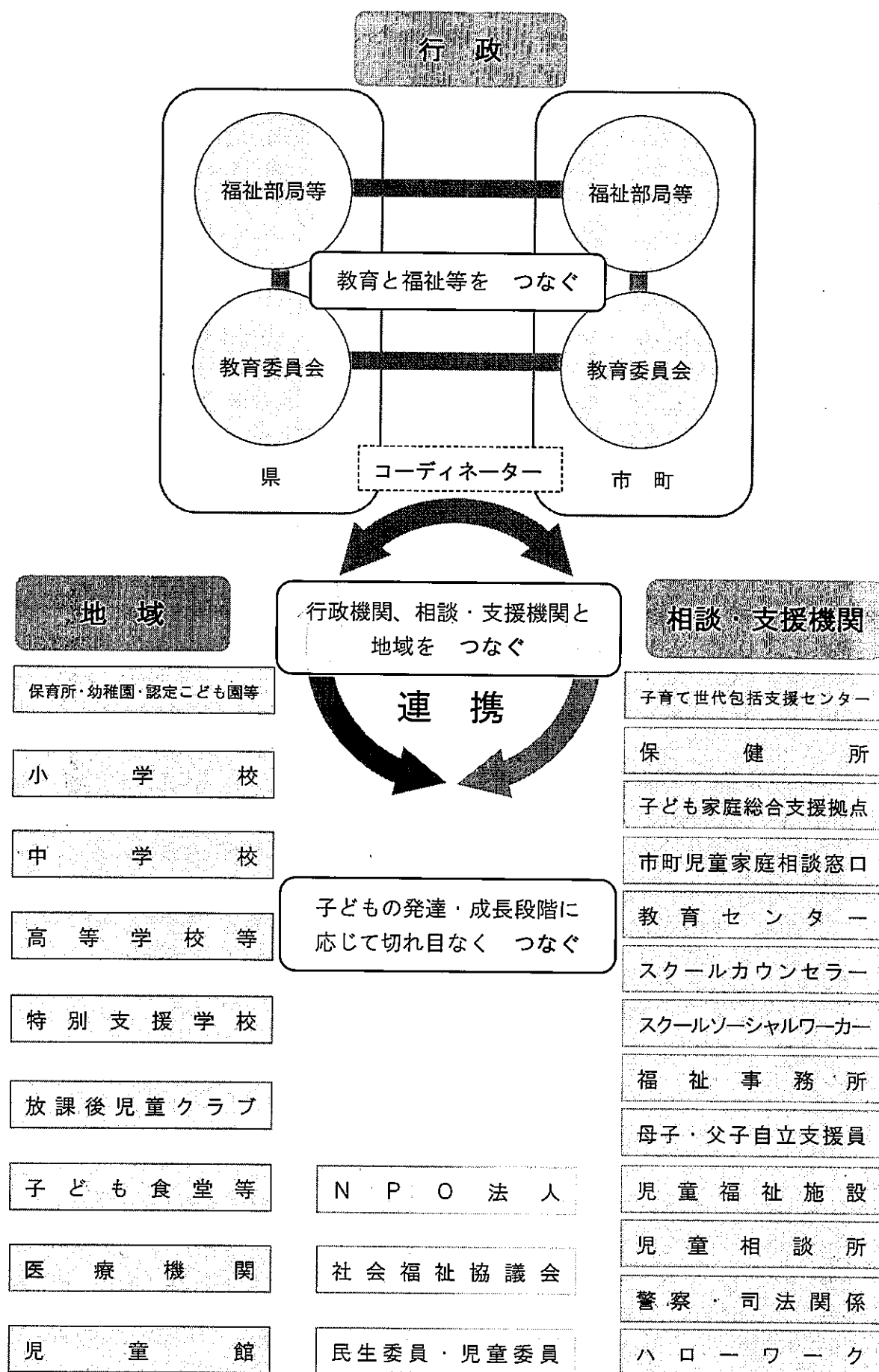
(2) 推進体制の構築

支援は、各機関が当事者との関係を築くことから始まりますが、同時に、関係機関相互のつながりも必要です。

県は、関係機関や各相談・支援機関の間で連絡調整を円滑に図ることのできる教育・福祉に通じたコーディネーターを配置します。

行政、相談・支援機関及び地域は、それぞれの役割を担いながら、相互理解と連携意識を深め、協力して支援を実施するとともに、コーディネーターが中心となって、「教育と福祉等をつなぐ」「行政機関、相談・支援機関と地域をつなぐ」「子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なくつなぐ」という3つのつながりを実現できる体制を構築します。

連携支援のあり方



※ 相談・支援機関は、行政機関や地域にも属しています。

Ⅱ 計画の推進のための調査等

本県の子どもの生活状況や貧困実態を把握するとともに、支援制度の利用状況や問題点を明らかにし、より効果的な支援のあり方について検討するため、3年に1度程度、本県独自の実態調査を実施します。

また、ひとり親家庭などへの福祉施策を効果的に推進するための基礎資料を得ることを目的として、5年ごとに県内のひとり親家庭の生活実態調査などを実施します。

さらに、国に対しては、子どもの貧困対策をより効果的に実施するため、都道府県別に比較できる子どもの貧困にかかる基礎データを算出し、公表するよう要望します。

Ⅲ 計画の実施状況等の検証

各年度において、計画に基づく施策の実施状況や、指標の状況について点検・評価します。そして、子どもの貧困に関する実情を踏まえて施策を実施するため、香川県子どもの貧困対策検討委員会に報告するとともに、広く県民に周知します。また、社会経済情勢の変化や法改正などの状況を踏まえながら、新たに盛り込むべき施策が生じた場合などには、計画の見直しを行います。

○相對的貧困率

相対的貧困率 = $x \div n \times 100 (\%)$

① 世帯員数の差を調整した「可処分所得」を算出
(「等価可処分所得」(世帯所得を世帯員数の平方根で割ったもの))

② 「可処分所得」を低い順に並べる

③ 「 $n/2$ 」の特定

④ 「所得中央値」の算出
(真ん中の順位の人の所得)

⑤ 「貧困線」の算出
(所得中央値の50%)

⑥ 貧困線を下回る者の数(x人)を特定

所得中央線

貧困線

人数

1 $n/2$ (中央値) n

x

[illegible]

- 45 -